

2003年7月1日

意見書

行刑改革会議

委員 菊田 幸一

行刑改革会議

座長 宮沢 弘 殿

平成15年6月18日付「意見の提出について」に基づき、別紙のとおり、「行刑の基本的理念・ビジョン」及び「会議において取り上げるべき論点」を提出いたします。

行刑の基本的理念・ビジョン

2003年7月1日

行刑改革会議

委員 菊田 幸一

改めて論ずるまでもなく、今日の行刑の基本理念は、ワイマール憲法の「人たるに値する存在」(1919年)、「人間としての尊厳に対する尊敬」(ヨーロッパ刑事施設規則1条)をいかに充足するかにある。

仮に受刑者がこれらの原理が充足されていないと判断した場合には、それに対する権利を求めて正当に法的手段を行使できなければならない。

世界人権宣言「非人間的な待遇または刑罰の禁止」

国連「被拘禁者処遇最低基準規則」1956年

国際人権B規約(自由権規約)「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」(第7条)

「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」(第10条)

拷問等禁止条約(1975年)

被拘禁者保護原則(1988年)

被拘禁者処遇基本原則(1990年)

今後の会議で取り上げるべき論点

2003年7月1日

行刑改革会議

委員 菊田 幸一

第1 社会に開かれた刑務所

1 電話の使用を含む外部交通の拡大

電話を設置し、すべての被拘禁者の使用を認めること

面会の拡大 友人の面会を認めること

面会の立ち会いは原則としてしないこと

土曜・日曜の面会を保障すること

外国人の面会について母国語使用を認めること

図書、手紙、日記の検閲は原則として行わないこと

2 独立した人権救済機関の設置

法務省から独立した人権救済機関を中央と地方に置く

懲罰手続に弁護士の関与を認める

3 一般社会と同様の生活の保障

鏡、時計、写真、ラジカセなどの房内所持を認めること

脇見や私語の禁止など著しく一般社会生活と異なる規則を見直すこと

軍隊式行進や正座点検などの改善

工場における毎日実施される裸体検診を見直すこと

夜間一律消灯の時間帯を見直すこと

本人訴訟等への本人出頭を認めること

4 行刑関連情報の公開

通達、指示、達示や所内規則の公開

「実務六法 矯正編」や「保安情報」の公開

第2 医療と健康の保障

1 外部医療との同等な医療の保障

刑務所医療を法務省から厚生労働省に移管すること

医療内容を充実すること
とりわけ精神科医療を充実すること
投薬の内容の説明を義務づけ社会における治療内容との継続性を保障すること
外部・地域医療との連携を図り、迅速な移送体制を確立すること
医師の保安職員からの独立性を確保すること
刑務官は医療の必要性を審査してはならないこと
医療の場に刑務官は立ち会わないこと
受刑者の医療情報について、医療職員の守秘義務を確立すること

2 保護房・革手錠について

保護房は懲罰的に用いてはならないこと
収容と継続に医師の同意を要件とすること
収容時間を厳しく制限すること
革手錠の代替品については、その必要性、健康への影響の有無を公正な専門家に検証させ、仮に必要な場合も厳格な使用の要件を定めること

3 施設内の死亡事案について、法医学者の関与する死因確定のための透明性・独立性のある手続を整備すること

4 健康の保障

健康保険の適用
居房環境の整備をはかること
温度については、寒冷地の暖房を認めること
通風・換気、照度、眺望に問題のある高層拘置所建築を見直すこと
入浴の回数を増加し、シャワーの使用を毎日保障すること
食事内容の改善を図ること
麦の量を減らす 湯茶の自由な摂取 外国人の独自の食生活の保障
屋外運動を一日一時間保障すること
長期の厳正（昼夜間）独居拘禁を制度として廃止すること
房内の姿勢強制を廃止すること
高齢者の増加に対応した福祉政策の充実をはかること

第3 社会復帰に役立つ行刑制度

1 懲役と禁固の制度を単一の自由刑に統合すること

2 累進処遇の廃止と個別処遇の充実を図ること

3 社会復帰に役立つ刑務作業・職業訓練と教育

- 1日8時間の刑務作業の短縮と教育の充実をはかること
- カウンセリングや集団討議による教育を充実すること
- 累犯者に対する職業訓練を充実すること
- 作業賞与金を報酬化し、抜本的に増額し、一部は被害者への弁済にあてること

4 社会復帰を阻む諸制度を改める

- 出所受刑者の資格制限制度を廃止すること
- 出所後失業保険の継続を認めること
- 刑務作業期間を年金期間に通算すること

第4 刑務所職員のあり方と待遇改善

1 保安中心から処遇中心への体制の転換

- 職員の飛躍的増員を図ること
- 心理技官・ソーシャルワーカーを大量採用する
- 担当制を廃止し、集団指導制を導入すること
- 女性刑務官の増加を図り、女性職員が希望するときは男性刑務所での勤務を解禁すること

2 待遇の改善

- 年休取得・消化を認めること
- 長時間労働、休日労働、長時間の残業を減少・制限すること
- 職員一人当たりの担当受刑者数を大幅に減少させること

3 ILO勧告に基づく職員による労働組合の結成を認めること

4 職員による内部告発と内部告発者の不利益取り扱いの禁止制度の創設